

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当社は、新コスモス電機株式会社と称し、英文では NEW COSMOS ELECTRIC CO., LTD. と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 火災、防犯、ガス漏れ警報器、検知器の開発、製造、販売、修理、賃貸、輸入ならびに輸出
2. 各種ガス、温度、湿度、圧力、流量、光度、臭い、汚染度等の検出装置の開発、製造、販売、修理、賃貸、輸入ならびに輸出
3. 計量器、計測器、濃度計、測定器、分析機器、医療用機械器具ならびにその部品等の開発、製造、販売、修理、賃貸、輸入ならびに輸出
4. 各種保安機器ならびに公害対策機器（空気、水質、粉じん汚だく防止装置）等の開発、製造、販売、修理、賃貸、輸入ならびに輸出
5. 電気工事、電気通信工事、管工事、消防施設工事業
6. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
7. 各種通信機、電気器具および自動車部品等の開発、製造、販売、修理、賃貸、輸入ならびに輸出
8. 不動産の賃貸、管理、仲介
9. 損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務
10. 前記同種事業に対する投資、技術（供与、導入）販売等の業務提携に関する業務
11. 前各号に附帯関連する一切の業務

### (本 店)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

### (機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会  
は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が  
招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の  
取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子  
提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部につい  
て、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが  
できる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を  
行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の  
3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使するこ  
とができる。

② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなけれ  
ばならない。

### 第 4 章 取締役、監査役および取締役会、監査役会

(取締役および監査役の員数)

第 18 条 当社の取締役は 15 名以内、監査役は 4 名以内とする。

(取締役および監査役の選任)

- 第 19 条 当社の取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ② 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の責任免除)

- 第 20 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役の責任免除)

- 第 21 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役および監査役の任期)

- 第 22 条 取締役の任期は選任後 1 年以内、監査役の任期は選任後 4 年以内に終了するそれぞれの事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
- ③ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

- 第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を定める。また必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(常勤の監査役)

第 25 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(取締役会の招集者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会および監査役会の招集通知)

第 27 条 取締役会および監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- ③ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 29 条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区分して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程および監査役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

- ② 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当および基準日)

第 32 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第 33 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払配当金には利息を付けないものとする。